

令和5年度沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事概要

1 日時：令和5年9月26日（火）16:15～18:20

2 場所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：9名

(1) 委員：5名

会長	河井	耕治	(沖縄弁護士会)
委員	矢野	恵美	(琉球大学法科大学院 教授)
委員	小川	寿美子	(名桜大学人間健康学部 教授)
委員	奈須	祐治	(西南学院大学法学部 教授)
委員	池味	エリカ	(沖縄弁護士会)

(2) 事務局：4名

子ども生活福祉部生活企画統括監、女性力・平和推進課副参事、
女性力・平和推進課平和推進班長、担当主査

4 公開・非公開の別 公開

5 議題等

(1) 議題

ア 会長の選出について
イ 沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領（案）について
ウ 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る事務
処理について

(2) 報告事項

ア 沖縄県人権相談窓口の運用状況について
イ 沖縄県差別のない社会づくり条例に関する施策の年度計画（案）について
ウ 次回審議会の開催スケジュール（案）

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告、委員の自己紹介、事務局の挨拶を行い、
議事に入った。

(議題ア) 会長の選出について

- ・会長へ立候補及び推薦がなかったため、事務局案として河井委員を提案。
- ・委員の全会一致で、河井委員が会長に選出された。

(議題イ) 沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領（案）について

- ・事務局より、資料1に基づき「沖縄県差別のない社会づくり審議会運営要領（案）」について説明。
- ・全会一致で事務局案のとおり了承された。
- ・質疑等は以下のとおり。

(河井会長)

次回以降、非公開で審議を行わなければならなくなる状況が想定されるので、配布資料中に、情報公開条例第7条各号がどのような内容なのか、参照して分かるような資料の添付をお願いしたい。

(議題ウ) 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る事務処理について

・事務局より、資料2に基づき「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置に係る事務処理」について説明。

・事務局案に以下の2点の修正を加えることを確認し、具体的な修正内容については会長一任の上、後日委員に報告することを決定した。

(1) 明らかに不当な差別的言動に該当しないとして審議会へ報告した事項であっても、審議会で審議の必要性が認められれば審議を可能とする旨を追記すること。

(2) 申出以外で県が把握した事案等についても審議会へ諮問することが分かるように、事務処理フロー図を条例の規定に沿ったものにする。

・質疑等は以下のとおり。

(小川委員)

表現活動を行った者の氏名を申出内容の1つとしているが、匿名を希望する場合でも調査をすることができるのか。或いは、申出内容の情報が欠けているということで申出自体を受け付けないのか。

→ (事務局) インターネット上ではハンドルネームでの投稿が多く、特定が非常に難しいことが全国的に課題となっている。県として、調査して、発信者情報を特定することができるかということだが、現行条例では調査権を持っていないため、積極的な形で、権限をもって調査することは難しい。もちろん、申出をきっかけとして、申出人に必要な確認を行うということがあり、できるだけ特定できるような形でやるが、なかなか難しいという現状がある。

(小川委員)

匿名を希望する場合は申出を受け付けないのか。

→ (事務局) 申出は、基本的に広く事案を収集する趣旨なので、匿名でも受け付けることになる。公表には概要の公表と氏名の公表があるので、氏名を特定できない場合は、氏名は公表しないということが想定される。

条例制定のときの考え方は、ヘイトスピーチを行ったものを罰するというのではなくて、不当な差別的言動をなくして、すべての人が住みよい社会を作っていこうという趣旨。仮に匿名であっても、不当な差別的言動は行ってはいけないということを広く県民に伝えていこうという趣旨なので、当然受付は行う。

(矢野委員)

小川委員の質問の趣旨とは違うが、申出人が匿名であってもよいのか。

→（事務局）そのとおり。

（河井会長）

申出者が匿名である場合でも申出自体は受け付けられるべきであるが、県が申出内容を確認する中で、申出人から事情を詳しく聞くことが想定されているので、匿名で申出があった場合と、頭名で申出があった場合では、最終的な情報収集の観点から違いが出てくることもありうる。

（矢野委員）

ただし、これを受け付けないということになると、かなりハードルが上がってしまう。

（小川委員）

（配布された資料を見ると）申出には、1対1の関係を書かれているように見えるが、例えば、複数人から不当な差別的言動があった場合はどのように対処するのか。

→（事務局）ヘイトスピーチについては、不特定多数の集団に対して、特定の人種とか民族とかそのみを理由に地域社会から排除するような一方的な言動とされている。どちらかというとも1対1の関係というより、集団に対してのものを想定している。1対1の関係だと、特定人が被害を受けることになるので、人権救済機関の法務局の方で人権侵犯性があるかどうかを調査して、指導とか仲介といった形で動くことが多いと思われる。

また、特定人に対して誹謗中傷とか差別的発言を通じて、その人が属する集団を排斥するようなヘイトスピーチもあるので、これに該当するのであれば、概要の公表とかになってくる。個人だから、集団だからといったような違いは、公表の措置に関しては特段違いはないと考えている。

（河井会長）

誰かが書き込みをして、それに対して賛同・同調するような意見が100件あった場合は、件数としては100件になるということか。

→（事務局）個別にそれぞれで差別的言動を公表するというのであれば1件1件になると思うが、誰かがやったことに対して賛同する場合は、大元のものがそれになるのかなど。

（池味委員）

特定の仕方が問題になると思う。1件1件の「いいね」を一つ一つ取り出すのか、投稿に対してこういう投稿をした点についてはヘイトスピーチですよとやるのか。特定するのは県なので、特定した上で審議会に諮問する。

→（事務局）委員に相談しながら進めていきたい。

（小川委員）

表現行動を行った者が途中で証拠隠滅したり、無実と主張する場合はどうするのか。

→ (事務局) 10月1日施行された後に申出がある場合は、表現活動を証明するものもあわせて申出してもらうことになっている。映像データやホームページアドレスがそれに該当するが、そういったものを当課で確認して、その事実については、保存、残しておくということになる。ただし、審議会にかけて、意見陳述してと進んでいった場合に、表現者が途中で削除するということがありうるので、それについて公表するかどうかという論点はあるかと思う。証拠については、申出の時点でおさえておくことになる。

(小川委員)

外国人の居住者が多い沖縄で、例えばアメリカ人の方が学校という日常の施設でいじめにあっているような場合、そういうものも受け付けるのか。

→ (事務局) 外国人に対する学校でのいじめということで、不当な差別的言動の定義からすると、学校での一空間でのいじめというのは、該当しないことが多いという感触を持っている。学校関係では、いじめの相談窓口等もあるので、その中で対応する、もしくは法務局での対応になるかと考えている。

(河井会長)

条例上「公共の場所」と明記されており、インターネット上の表現活動というものもある。例えば、教室の中でいじめ的な発言をしていた場合に、それは公共の場所といえるのかどうか、といったことが問題となりうる。一方で、最近の中学生や高校生は、インターネットでいじめ的な行動がなされる。旭川の事案では、インターネットを利用した性的ないじめがあったと聞いているが、学校のいじめだから該当するしないではなく、条例上の規定に照らして該当するしないを判断すると理解したがそれでよいか。

(矢野委員)

条文のところで「公然と」というのが気になっている。名誉毀損罪でいうと、特定か不特定か、少数か多数かというところで定義が分かれてくる。少なくとも刑法上は、「公然と」に当たらないのは、特定で少数のときだけになっているが、そこまでの意味をもっているのか。もとの親法にも書いてある。だから「公然と」の定義はどうなっているのかということ。少なくともネットに公表したのは誰でもアクセスできるのでこれは「公然と」になる。学校でのいじめについても、SNSに投稿したものであれば、当然該当すると思われる。どこからどこまでが特定少数かというのは判例上も分かれていて、学校の教室は微妙なところ。

(奈須委員)

「公然と」だが、もともとヘイトスピーチ解消法の規定からとってきているとのことで、そこには侮蔑する「など」と入っていて、あくまで例示にすぎない。なので、公然性は特に問題にはならないが、後ろの方に「扇動する」と書いてあり、扇動する差別的言動というのが法律の対象となっている。扇動するというのはあおることなので、密室で1対1だと通常は扇動するとは考えられない。

ヘイトスピーチ解消法は、在特会が激しいヘイトデモをやっていたときに、これはまずいということで作った法律なので、排外主義者が憎悪をあおる、そういうのをなんとかしようというもの。だから、1対1のコミュニケーションとか、集団か

ら1人に向けた誹謗中傷とかヘイトスピーチというのはあまり想定していなくて、一部から集団に向けたヘイトスピーチが主に対象となっている。ただ、扇動の概念によるので、密室での言動が伝播可能性が十分あるのであれば扇動にあたるとなるし、ケースバイケースバイで考えていくしかない。

(矢野委員)

教室で1対1は公然性はないが、みんなが聞いているところでやる場合もあるし、意外に難しい。一概にいじめは対象にしませんということではなくて、ケースバイケースバイでみていくイメージか。

(奈須委員)

アイルランド共和国では、憎悪扇動の規定を作ろうとしていて、規制をどの程度私的な領域にまで及ぼすかが議論になっている。

(河井会長)

中学校や高校でライングループでのいじめがあって、そのライングループの中でいじめられないように常に行動している。クラスだったら35人から40人程度のライングループの中での会話になっているので、これを特定多数、特定少数というのか、ということもあるかもしれない。

見聞きした例では、ある同業者団体200数十名の間で、ヘイトスピーチすれすれの発言を繰り返している人がいて、はたしてこれが特定少数なのか、不特定多数なのか。ただ、メーリングリストとかライングループとか、そういったメディアを使って伝播された情報というのは、メンバーの誰かが公開のところにアップしてしまえば、いつでも公開することが可能になる。そういう中で差別的な言動を言われないように気をつけて行動しようとする少数の方にとっては、いつ外の世界に公開されてしまうかも分からない、強迫を伴ったものであるというケースもありうる、というような話を聞いた。そういうこともあるので、クローズの話だから関係ありませんよというふうに簡単に切れてしまうかというのは、慎重な検討が必要だと思う。

(池味委員)

ケースバイケースバイになると思う。

(河井会長)

審議会の意向として、このようなケースで簡単に該当しないと切り切ってしまうので、審議会には広めにあげてもらいたい。

(小川委員)

問い合わせには外国語対応はするのか。本邦外とっているので、日本語が不得意な方々もいろいろと利用できるような体制をとるのか。

→(事務局) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関するものなので、外国人の方が申出しやすいような形で環境を整える必要があるだろうと思っている。当課では外国語を通訳できる職員はいないが、申出を受け付けた場合は、県庁に国際交流員もいるので、そういったところの力を借りながら内容について確認していくという手法で対応していけたらと考えている。

(矢野委員)

県庁のホームページはどうなっているか。

→ (事務局) 日本語対応のみ。人権相談の中でも、外国人に分かりづらいのでフリガナをふってほしいとの意見をいただいているところ。

(小川委員)

少なくともこのポスター (※人権相談窓口周知用資料) は、英語をはじめ2、3カ国語に訳してほしい。

(矢野委員)

申出書のひな形は、せめて日本語と英語はあった方がよい。

(小川委員)

最終的に公表するということだが、表現活動を行ったものに対して、県からこれはダメですよといったような告知をするのか。

→ (事務局) 本条例は理念条例になるので、現行規定ではヘイトの概要と氏名の公表は、あくまで情報提供目的で行うにとどまっている。直接表現者に対して、法務局で行っているような説示や指導といったところまでの権限は持ち合わせていない。現行での対応は公表までとなるので、事例を積み重ねながら、どのような対応・施策が必要かというのは、施行後の状況も見ながら検討していく必要があると考えている。

補足で、意見陳述を求めるという段階があるので、その際には、県の考え方を伝えることができる。県としては、不当な差別的言動に当たることをしっかり伝えていく。ただ、行政指導は条例では想定されていないので、そのような対応は難しい。

(小川委員)

意見陳述までの経緯で、表現行動を行った者が謝罪をすれば、公表にいたらないということもあるのか。

→ (事務局) 制度的には、施行後そういった発言があった、ネット上の書き込みがあったということであれば、公表することはできるかと思う。ただ、規則の中で公表しないことができる事項として、特別な理由がある場合は公表しないことができると定めているので、この規定でどこまで読めるかというところ。委員の意見を聴きながら、個別ケースで検討していく必要がある。

(河井会長)

条例第11条第1項で、「その他特別な理由がある」というところで、本人が十分に反省していて、本人による再発のリスクが十分低いといった場合に、特別な理由があると認められるかどうかという判断の仕方の問題であるかと考えられる。

(奈須委員)

大阪市の類似の条例では拡散防止措置があるが、沖縄県は置いていないのか。

→ (事務局) 置いていない。

(奈須委員)

ただし、理念としては同じで、拡散されるとよくない。反省しているということは、その表現は削除するという事なので、そうなると拡散のしようがない。おそらく、特別な理由に該当するという事で認めることが多いのではないかと。

(河井会長)

過去に炎上した投稿では、最初にひどいことを書いた人がすぐ消す。ひどいことを書かれて怒った人が、スクリーンショットをとって、あの人がこんなひどいことを書いた、ひどい人だと言って拡散する。その拡散している人に対して、また非難攻撃するような書き込みが次々とされて、激しく炎上していく。でも元の投稿は削除されている。こう言った事例は炎上したパターンとしては多いのではないかと思うので、簡単にはいかず、事例ごとの慎重な見極めが必要だと思う。

(矢野委員)

申出のところで、対象となる表現活動として「明らかに認められるもの」とあるので、明らかに認められないものは事務局ではねて、審議会にあげないとの趣旨だと思うが、微妙なもの場合は、審議会にはあげないが、報告はするとの理解でよいか。

→ (事務局) そのとおり。

(矢野委員)

報告内容を拝見して、これはやっぱりやった方がいいんじゃないかということであれば、審議することも可能であるという趣旨と理解したが、そうであれば、その点をどこかに書いておいた方がよい。

(矢野委員)

意見陳述は、判断した人が聴くのが普通のように思うがどうか。

→ (事務局) 審議会として表現者から意見を聴くということもあるが、手続保障の観点から、審議会の後に、知事が意見を聴くということになっている。審議会で意見を聴いたとしても、知事が聴くということを考えている。

(河井会長)

行政手続法上、不利益処分を行う場合は、不利益処分を行う行政機関の長が意見聴取をしなければならないというのは大原則なので、審議会で行っているからここでやりませんというわけにはいかない。

(奈須委員)

事務処理フロー図では、まず申出があって、条例第 11 条第 1 項では、申出があった場合その他おそれがある場合とあるので、職権でもこの手続を開始できるとい

う趣旨か。

→（事務局）そのとおり。

（奈須委員）

報告があって、これはまずいのではということになれば、職権で進めていくことになるのか。もう1回申出をしてもらう必要はないと思うので。

→（事務局）どちらに該当するかということになると思うが、その辺の整理がまだできていないところ。

（奈須委員）

インフォーマルに、申出人に対して、申出をしてということにはならないですね。

→（事務局）ならない。

（奈須委員）

職権という言葉を使わなかったのはなぜか。もうちょっと広くということか。

→（事務局）不明

（河井会長）

フロー図と条例の規定がかみ合っていないのでは。

（奈須委員）

事務局の方では、基本的には申出からスタートするという想定で作られているのか。

→（事務局）申出と、人権相談窓口で受ける事例の把握という両面で考えている。

（河井会長）

関係法令集の26ページに条例第11条の趣旨の説明があるが、申出があった場合とおそれがある場合のどちらの場合でも手続はスタートしますよということが書いてある。フロー図でいうと、申出があった場合のみ手続がスタートするかのようになっているので、フロー図ではちょっと省略しているのではないかというのが指摘の趣旨。

（奈須委員）

フロー図は公開する予定か。誤解のないように、条例の記述に沿うように修正した方がよい。

→（事務局）修正し、公開する。

（奈須委員）

条文には報告の規定はないのか。

→（事務局）規定はない。報告というのは、事務局でとどめるのではなく、審議会の委員とも広く情報共有をして、様々なご意見を賜った方がいいだろうという趣旨。基本的には、調査審議を行ってもらうのが審議会の目的となっている。

（河井会長）

条例第 11 条第 2 項では、審議会の意見を聴かなければならないとあるので義務的なもの。第 14 条第 2 項では、施策の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、建議するとあるので、知事が何を諮問するかについては、ある程度行政裁量にまかされているという建て付けになっている。第 11 条で行う諮問と第 14 条で行う諮問は法的な位置づけが少し異なっている。

広い意味で、第 11 条第 2 項の義務的な諮問に該当するかどうかの判断が難しい事案については、場合によっては第 14 条第 2 項で個別の諮問にするか、第 11 条第 2 項の義務的な諮問の対象にしてくださいということを審議会の方から申し入れておく。

→（事務局）関係法令の 28 ページの 2（2）のただし書の部分。審議会に調査審議事項としてあげるべきものを事務局で恣意的に運用されないことがないように、寄せられた情報については報告することとしている。

（報告事項について）

ア 沖縄県人権相談窓口の運用状況について

イ 沖縄県差別のない社会づくり条例に関する施策の年度計画（案）について

ウ 次回審議会の開催スケジュール（案）

- ・事務局より、資料 2～4 に基づき報告事項について一括して説明。
- ・質疑等は以下のとおり。

（河井会長）

資料 4 の年度計画の中で、条例第 9 条の県民であることを理由とする差別と、第 13 条の性的指向、性自認を理由とする差別に関する施策について、年度計画に記載しているのか、記載していないのか。

→（事務局）第 9 条は県民であることを理由とする差別の規定だが、条例制定時にインターネット上で県民を理由とする誹謗中傷が散見されたということがある。ただ、細かく調査をして実態を把握しているということではないので、当課で置いている人権相談窓口や次年度の総合的な実態調査を踏まえて、事例を積み重ねることによって、どのような施策が必要なのか検討することを考えている。よって、具体的な措置がすぐにあるということではなく、実態調査等を通じて、しっかりと検討していくということ。

その他、性の多様性に関する啓発事業については、資料の項目④の「インターネットリテラシー等に関する普及啓発等」の中に、人権に関する普及啓発活動が含まれている。当課の男女共同参画班において、LGBT 等に関する講座や啓発活動等を随時行っており、引き続き実施していく。

(河井会長)

相談窓口での相談件数の報告について、この件数は人権相談窓口での相談件数と理解しているが、にじいろ相談の件数は入っていないのか。

→ (事務局) 入っていない。

(河井会長)

第9条関係の県民を理由とする差別の相談があった場合は、人権相談窓口としての受付ということになると思うが、第13条関係の性的指向、性自認に関する相談があった場合は、どちらでカウントするのか。相談者はその区別がつかない方も多いと思う。

→ (事務局) 相談窓口自体は、ワンストップでいろいろな分野からの相談を広く受け付けて、例えば障害者の差別であったり、病気の差別であったり、それぞれ担当部局の窓口があり、いったんこちらで総合的に受け付けて、専門相談窓口につないでいくことになるので、全てカウントすることになる。

女性力・平和推進課で設置した人権相談窓口ということで報告したが、指摘があったように、性の多様性についても別途相談窓口があるので、そういった拾える相談窓口については、それを含めて次回から報告する。ただ、障害者とか高齢者とか含めると多岐にわたるので、この条例に関する相談窓口について、報告することとする。

(小川委員)

(配布された資料には) 7月、8月の相談について件数の報告はあるが、次回からは内容についての報告もあるのか。

→ (事務局) 今回はオープンな会議となっているので、個別の人権相談の内容については説明を差し控えたい。あくまで、相談対応の中で把握した、本邦外出身者に対する差別的言動に該当しうるものがあれば、事務処理フローに沿って審議会に諮問するという形になってくる。

(河井会長)

今日の会議では、報告は難しいということですね。

(小川委員)

明らかに不当な差別的言動に該当しないと割り振ったものの中に、審議すべき事項があるかもしれない。先ほどの協議では、問い合わせの内容全体を念のため確認する方がいいのではないかという意見であった。

→ (事務局) 相談件数の報告にあわせて、内容の報告は可能かと思う。人権相談の中での本邦外にかかる部分については、諮問か報告かのどちらかにあげるような形で整理することとしたい。

(河井会長)

報告する場合には、個人情報とか、プライバシーとか、そういったところの配慮もあるかと思うので、公開・非公開をうまく活用しながら、報告してもらえれば

よい。ただ、報告事項の審議だけでたくさん時間を使って、他のことができないということではなく、そのあたりは、走りながら適切な運用を考えていくということとしたい。

7 閉会

以上